

10 ブロック会 議案に関する意見書

日付：2024年 月 日

10 ブロック会 各位

町内自治組織名：

役職名・氏名：

この度、10 ブロック会にて9月20日に議決予定の案件に関しまして、私は所用により出席することができません。しかし、以下の議案について議決に参加の上、これに賛成することを表明いたします。

【議案内容】

7月6日に県と市に提出された「南芦屋浜・南護岸東護岸での魚釣り全面禁止」に関する要望書は、10 ブロック会として正式に議決したのではなく、7月19日に行われた県と市との協議にも10 ブロック会は参加しておりません。また、この要望書は、地元住民の総意を反映しているものではありませんので、これを有効な文書とは取り扱わず、同文書に基づいた判断は控えていただきたい旨を、県と市に対して10 ブロック会の総意として報告いたします。